

午後2時48分再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（塩原吉三君） 次に、斉藤千枝子君の質問を行います。斉藤千枝子君の登壇を願います。

（11番 斉藤千枝子君登壇）

11番（斉藤千枝子君） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました図書館のサービスについて質問をさせていただきます。

21世紀は知恵の時代と言われています。20世紀は、知識においては際限もなく広がり、また細分化されてきましたが、知恵という面でおろそかにされてきました。悪用された知識が反価値となり人々を苦しめたかは周知のとおりです。知識といってもそれが何のためにあるのか、目的や価値意識と切り離すことはできません。知識そのものには人格がないのですから。

今年4月、国の文化審議会において、「文化を大切にする社会の構築について、一人一人が心豊かに生きる社会を目指して」との答申が出されました。第1章、今後の社会における文化の機能、役割の前文に、文化は、1、人間が人間らしく生きるために極めて重要であり、2、人間相互の連帯感を生み出し、ともに生きる社会の基盤を形成するものです。また、3、より質の高い経済活動を実現するとともに、4、科学技術や情報化の進展が人類の真の発展に貢献するものとなるよう支えるものです。さらに5、世界の多様性を維持し、世界平和の礎となります。

このような文化の果たす機能や役割をかんがみ、社会のあらゆる分野や人々の日常生活において、その行動規範や判断基準として、「文化を念頭に置いて振る舞うような社会、いわば文化を大切にする社会を構築することが必要です。」とあります。

図書館は、藤岡市においての文化の拠点となる施設であり、地域においての知識と情報の宝庫です。変化の時代にあっては自分自身をつくりかえ続けていくことや新しい知識や技能を絶えず習得していくことが重要です。市立図書館は、地域の人々に最も身近にある図書館として、幼児から高齢者までそれぞれのニーズに密着した資料と情報を提供することにより、人々の自主的な学習を支援する。つまり住民の日常生活の中で多様な知的生活を支え、触発する場であると言えます。

藤岡市立図書館においても高崎都市圏連携や市内の小・中学校と市立図書館のネットワーク化、流通システムも考えられ、利用者にとって便利になっています。

1回目の質問をさせていただきます。少子・高齢化、就労時間の短縮、高度情報化等々、社会が急激な変化で進む中で、藤岡市立図書館は地域の文化施設、知識と情報の宝庫としてどのようなサービスをし、またその利用状況をお教えいただきたい。あわせて同規模の

他市の状況もお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 教育部長。

（教育部長 齋藤稔一君登壇）

教育部長（齋藤稔一君） 図書館のサービスということでご質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。

最初に、内容と現状であります。図書館は図書や資料を収集し、それを整理、保存し、市民の利用に供することを目的に設置するものであります。サービスの内容につきましては、市民の教養を高めることや調査研究のために資料を提供すること。あるいは、市民からの問い合わせや資料の調査、相談業務といったレファレンスサービスなどがあります。これが図書館サービスの基本ですが、その他社会教育施設や学校との連携も重要な業務となっています。

次に、平成13年度における利用状況と他市の状況についてお答えいたします。まず、貸し出し状況は、個人、団体、移動図書館の合計で37万4,026点、レファレンスサービス1,641件、その他につきましては館内サービスでありますビデオやCDの利用、年間20回程度行っております講演会や講座等であります。

他市との比較であります。人口の規模や資料の点数の違いで一概に比較はできませんが、個人貸し出しで見ますと11市の中で5番目であります。前橋市、高崎市の大きい市を除きますと3番目となります。また、貸し出し数を人口で割った利用率で見ますと、本市は4.63で、11市中4番目となっております。これは藤岡市民が年間に4冊から5冊の本を読んでいるということになります。他市で最も高い市が沼田市で6.74、前橋市が5.74、渋川市が4.67となっております。なお、藤岡市の場合ですと、数字で他市とは比較できませんが、学校との連携や学校の各クラスに団体貸し出しなどを行って、特色のある図書館運営を行っております。

以上、現状を申し上げまして、1回目の答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 齊藤千枝子君。

1 1 番（齊藤千枝子君） 貸出本数につきましては、全国平均は4.2と伺っていますので、藤岡市の場合4.6ということですので、図書館の皆様のご努力に感謝したいと思います。

1点目の質問といたしまして、レファレンスサービスについて質問をさせていただきます。レファレンスサービスは貸出業務とともに図書館が本来持つ重要なサービスです。レファレンスサービスとは、利用者の調査研究を援助する資料相談サービスです。情報と人を結びつける役割を果たすのが専門職である図書館司書の方です。例えばわらじのつくり方を知りたいとか、また20年ほど前に聞いた歌の一節で、何とか何とかとあるのだけれども、何という歌で歌詞の全文を知りたい。また、それはCDで出ているのかとか、また

は地球憲章の全文を知りたいというような質問に司書が手助けをしてくれるというわけです。

私は以前東京に住んでいましたが、何か調べ事があるときには図書館に行っていました。私の疑問や調べたいことについて図書館の職員の方は、当時は貸し出しカードをいっぱい持ってきてくださりまして、本の内容を説明しながらともに探してくださったことがありました。しかし、藤岡市の図書館に来ますと、相談する雰囲気や環境では全くありませんでした。いつの間にか藤岡市の図書館は、ここの図書館はこういうところではないのだというふうに私は思うようになっていたわけです。

藤岡市の図書館は、よく見ますとレファレンスコーナーはありますが、カウンターには相談窓口もなく、また相談を受けますという表示もない。カウンターの中の職員の方は貸出業務に忙しそうで、毎月の藤岡市の広報の図書館情報にもレファレンスサービスのことは載っていません。まず、このようなサービスを行っていることを市民の皆さんはあまり知らないのではないかと思います。レファレンスカウンターや本の案内窓口を設けたりして、利用者にわかりやすい表示や電話でも何でも受け付けますと広報などでもっとアピールしたらどうでしょうか。

千葉県浦安市は人口13万9,000人ほどの市ですけれども、地域性や司書の方の人数などもあるかと思えますけれども、本の案内やレファレンスの数が11万7,622、1年間のことです。司書が調べ物をお手伝いしますレファレンスサービスという無料のリーフレットも作成されています。そして、年々ビジネス関係の資料のリクエストやレファレンスが増加しているということで、平成13年度よりビジネス支援サービスを独立し、サービスとして始めたということです。

現在は社会が複雑多様化し、そして情報や知識はあふれていますが、自分が求めているものを探すのは大変に困難です。当市の図書館には、囑託の方2名を含んで7名の司書の方がいるとのことですが、その方たちの専門能力をもっと発揮していただきたい。また、そしてそのような環境を整えていくべきだと考えています。レファレンスサービスの充実を図ることにより、市民の皆様の学ぶ意欲の向上や豊かな精神生活、また現実生活の支援ができると考えております。お考えをお伺いいたします。

また、2つ目の質問ですけれども、団体貸し出しを学校等では行っていると先ほどお話をしていましたけれども、病院への貸し出しについてお伺いいたします。病院に図書館コーナーを設けて利用していただくことにより、また入院患者の気分転換や安らぎになると思いますし、また順番待ちの方たちに対しても利用していただけるかと考えますので、病院への貸し出しについてどうお考えなのかお伺いいたします。

以上で2回目の質問とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 教育部長。

教育部長（斎藤稔一君） レファレンスサービスと病院等への団体貸し出しということでご質問をいただきましたので、最初にレファレンスサービスにつきましてお答えをしたいと思います。

平成13年度の統計で見ますと1,641件ということで、議員のご指摘のように他市との比較では少ないように思っております。しかしながら、この関係につきましては件数のカウント方法、こうしたことにも問題がありまして、対応する職員が簡単な相談についてはカウントをしていなかったり、カウント漏れだったり、こうしたものがございまして、この関係については改善をしていきたいと思っております。

また、積極的なレファレンスサービスをというご指摘でございますが、まさにこうした情報化社会におきましては、よりサービスの向上が必要ということで、これまでいろいろ感じております。体制の問題とか、いろいろあるかと思っておりますけれども、そうしたものも含めまして、この件については今後積極的に取り組むということで、図書館の職員にも指示をしてみたいと思っております。

次に、病院への団体貸し出しの件でございますが、これまで担当者レベルの中で研究をした経緯がございます。しかしながら、病気の治療をしている患者がいる病院側と不特定の市民に資料を貸し出す図書館としての相互の理解、協力体制、こうしたものをきちんとした形で整える必要があろうかと思っております。幾つかの問題点がありますが、今後そうしたことについても前向きに考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 斉藤千枝子君。

1 1 番（斉藤千枝子君） 病院の場合、もし団体貸し出しが無理ならば、今、図書館で使われなくなった本を寄贈したりという考え方もあるかと思っております。

3回目といたしまして、インターネットの無料サービスについてお伺いいたします。図書館は、地域における資料、情報提供のサービスの拠点であります。高度情報化時代の現代、インターネット上には多くの情報があります。また、レファレンスサービスの一環となるかもしれませんが、調べ物をするときには本とインターネット、同時に使うことは大変に効率的です。図書館内に利用者用のパソコンを設置し、インターネット無料サービスはできないものでしょうか。先ほどの浦安市では、デスクトップのパソコンや館内貸し出し用のインターネット端末利用のノートパソコン、また利用者自身が持ち込んだパソコンを接続し、インターネットが利用できる回線も用意されています。また、近くでは富岡市でもサービス用のパソコンが設置されており、30分間無料で利用できます。図書館内での利用者の情報収集環境を充実させるためにも、お考えをお伺いいたします。

また、移動図書館について質問をさせていただきます。過日、行財政改革について議員説明会が行われまして資料をいただきました。その中の事務事業の見直しで、移動図書館について、学校のみ巡回するなどの見直しを行い、運転業務委託の削減に努めるとあります。確かに移動図書館を利用している人たちは以前よりも少なくなっていると思いますが、図書館連携ができていない学校を残して、地域で待っている人たちの方が人数が少ないからといって外していくという考えはちょっとおかしいのではないかと考えます。図書館施設まで足を運ばない人たちに対して、地域住民に情報や知識の入手など最低限の文化的基盤を保障するために移動図書館はあると考えています。利用している人たちに対して宅配等違った形を考えているのでしょうか。今後、ますます高齢化社会が進み、希望する人が増えるかもしれません。そして、今の移動図書館は、広報に何日にどこどこに、どこどこ方面を回りますというのを書いてありますが、何時ごろどこの場所に来ているのか住民の皆様は知らされていません。以前、私も利用したことがあります。それは止まっていたところのお家に伺って時間を聞いた次第です。まずは広報で詳しく知っていただくことにより、このような事業に対して経費削減を図ることを考えるよりも、もっともっとたくさん利用していただけることを考えることの方が先だと考えます。行財政改革において、移動図書館についてどのようなお考えなのかお伺いいたします。

図書館は、藤岡市の情報や知識の拠点として市民に皆様に向上心を呼び覚まして、元気が出る温かなサービスを展開していただきたいことをお願いして、3回目の質問を終わらせていただきます。

議長（塩原吉三君） 教育部長。

教育部長（斎藤稔一君） 最初に、病院への貸し出し等についてお答えをいたします。

図書館で使われなくなった本をこうしたものの活用ということで、これまでいろいろ古本市などを行ったり、またそうした際には、事前に学校に連絡をし、一般の開放前に先生方に見ていただきながら優先的に配布したりといろいろな措置を講じております。病院にもそうした中でできるだけ便宜が図れるように検討してまいりたいと思います。

それから、次にインターネットの無料サービスであります。当然、時代の流れの中で検討していかなければならない課題であることは十分承知をしております。現状では、今年4月から利用者向けの情報発信として予約、検索ができるサービスを開始し、まだ一部ではありますが、便利になったということで市民からのお褒めの言葉や好評だということでお話を聞いております。

また、館内にパソコンを設置し、利用者に無料提供というご提案であります。この関係については、現在、各市の状況等の調査をするよう指示をさせていただきますので、また結果が出次第、いろいろ取り組んでまいりたいと思っております。

ただ、図書館の利用形態はさまざまでありますので、他の利用者との関連や予算の問題、それから実際の図書館施設の中のレイアウトの問題など、検討課題もいろいろありますので、そうした時代の要請を踏まえながら研究を引き続きしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後に移動図書館についてのご質問があつたわけですが、この関係については行財政改革の中の間報告といひますものが、何か非常に早い時期であつたかも知つたような形で出ていったといふことがあつたわけだす。最近の状況を見ますと、確かに昼間人口は減りまして、特に働く女性が増えてきていふこともありまして、各ステーションの利用者が減つていふ実態はございませす。しかしながら、単に利用者がないからといふだけで即廃止といふことは、教育委員会としては毛頭考へておりませす。地域のお年寄りなど移動図書館を心待ちにしている方もありませすし、今後とも巡回経路や時間などを検討しながら、利用効率の向上に努めてまいりたいと考へておりませすので、その点もご理解をぜひお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 以上で齊藤千枝子君の質問を終わります。

次に、笠原史嗣君の質問を行います。笠原史嗣君の登壇を願ひませす。

（ 10 番 笠原史嗣君登壇 ）

10 番（笠原史嗣君） 議長に登壇の許可を得ましたので、さきに通告してあります公共工事と入札改革についてを質問させていただきます。

まず、コスト縮減についてですが、何度か執行部に質問をしてまいりましたが、いまだ目に見えた縮減はありません。土木・建築工事の単価などを見直さない限り、定価に近い発注になり過ぎているものと思われませす。今までの落札率も少しは落ちてきていふものとも聞いてはありますが、いま一步踏み込んでいただきたいものです。民間単価と公共単価の開きを少しでも近くに寄せるような努力をしていただきたい。そのためにはどうすればよいのか、それを真剣に考へ、行動に移すべきでしょうし、庁内でしっかりと民間単価を把握するようにして、コストを考へた行動をするべきものとも考へませす。

それでは、1回目の質問をさせていただきます。今までに何度か質問をしてきましたが、コスト縮減についての現状の取り組みを答弁願ひませす。

次に、民間単価と公共単価について見直し等、どのように考へていふのかをお答えいただきまして、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） 公共工事についてお答えをいたします。

まず、1点目のコスト縮減についてであります。現状では、関連工事の経費合算や他の部署との重複工事の防止等に努めるとともに、入札制度の改革により公正で透明性のある入札を実施し、競争性を高めることでコストの縮減を図っておるところでございます。また、単価の見直しによるコストの縮減はこれまでも申し上げておりますが、内容が膨大で複雑なことから、現段階では藤岡市単独の単価設定はまだ無理な状況であると思っております。

次に、民間単価と公共単価についてであります。民間単価を把握することは多大な事務量と人手を要するものであります。このため、現段階では難しい状況であると考えておりますが、しかしながら公共工事等のコストを下げることは重要な課題であります。今後は予定価格をもとにした通常の入札方式のみではなく、他の入札方法も取り入れていくことで、公共工事にかかる費用を低く抑えていくことも検討する必要があると考えております。

以上、答弁いたします。

議長（塩原吉三君） 笠原史嗣君。

10番（笠原史嗣君） それでは、2回目ですので自席よりご質問をさせていただきます。

先ほどのお答えなのですが、民間単価の把握が難しい、膨大な経費がかかるというお答えがありましたけれども、そんなことは絶対ないと思うのです。例えば民間企業でいえば、例えば小さな工事や大きい工事であってもしっかりした積算部があって、その方が積算を担当されて業者から各見積もりを取りながら、お客様にこのくらいの金額で、予算も大体頭に入れながら考えていくわけです。

だから、同じ業務をただ単に行政内でやるだけなわけですから、今までずっと上からおりてきた単価だけを当て込んでいくだけではなくて、それはその部分の調査とか、それなりに経費はかかるかと思われましても、1人の人間がやることですから、人間のお給料の問題の話だけで、その1人の方がもし来たとして、できる方がいたとして、その人が部署に回ってやれば、中にいる職員の方がまた回ってやるだけであれば余分なお金はかかってこないわけですし、その能力のない人ばかりなのであれば、今、各建設屋などでモリストラに遭っている方たちもいっぱいいらっしゃるわけですから、例えばそういう人を雇用した中で民間の単価がつぶさによくわかるという部分の中で、実際に民間はこれだけでやっているのだという部分がわかると思うのです。

極端な話をしますと、例えば公共工事を受注した建設会社があるとして、公民館規模のものがあるとして、児童館だとして、児童館規模のものを民間が同じような形でまるっきり同じ保育園をつくるとして、単価が間違いなく違うのです。だけれども、建設屋がいて、その下にはサブコンで電気屋もいればいろいろな職種の方がいるわけですが、民間で建設を受けるときの単価と公共工事を受けるときの単価が同じなわけなのです。

そうすると、これだけ差が出ているわけなのです。

例えば民間で1,000万円で受けているものが公共工事で2,000万円なのだけでも、下請は同じ金額なのです。公共工事だからといって、こっこの部分で単価がよくなるという話ではないわけなのです。その分建設会社というのは、私は儲かっているのだと思うのです。よく公共工事は儲からないと言う建設会社もいるのですけれども、そういうところは儲からないのだったら公共工事をやらなければいい話であって、そういう部分を発注者側なのですから、請負者側に対して一々こびへつらうことなく、自信を持った態度で予定価格を決めていただきたい。

なぜ今、予定価格を前に出してやっているかというのは、予定価格をまず出すためには、算出根拠があると思うのです。その算出根拠を明確にするために、いろいろな手法がありますから、民間コストをどこまで調べるとは私は言いません。そういう中で、民間の工事原価というものをしっかりと把握してもらった中で、商売ですから業者も利益があるわけですから、あとは経費もあるわけですから、その辺を積み重ねた中で、いろいろな会社によって経費は違うと思いますけれども、積み重ねた中で予定価格を決めようということをやっていかなければ、先ほど茂木議員の質問から出ていましたけれども95.何%、前より減って93.7%ぐらいまで今、落ちてきたというお話も予定価格を出してからということで、郵便については87.3%、約13%も落ちている。これは以前も質問をさせてもらった中でお答えをいただいていますから、設計価格イコール予定価格だということで答弁をもらっているわけです。ただ、その予定価格が設計価格よりも今は少し下がっているのかと私も思っているのです。だけれども、予定価格の算出基準、予定価格を決めるのは市長が決めるわけですから、そここのところに持っていく部分の前段階で、その予定価格が高いか安いかわかるのを初めから行政側がコスト削減のためにやっていかなければいけないわけであって、そのために私は公共単価と民間単価ということで、きょう質問をしているわけなのです。

先ほど膨大な経費と把握が難しい部分というのはお答えをいただいたのですけれども、絶対そんなことはありませんし、最少の経費で多分絶大な効果を上げると私は思うのです。だから、内部にいる積算部の人たちがあちらの中庁舎のところにはいます。その人たちにできるかどうかをよく聞いてもらいたい。これはできる能力のある人もいるでしょうし、実際原価がどこまでかわかっていないのかわかりません。私が考えるのに、多分原価がわかっていないから、なかなかコスト削減ができないのだと思うのです。その原価というものをよく把握していただくような努力をぜひとも執行部にさせていただかなければコスト削減は、先ほどからきょうは何人も出ていますけれども、まるっきり絵にかいたもちになってしまう、このように思いますので、その辺についてはぜひとも前向きな形の努力をして

いただきたいですし、この間も説明会のところでもお話をさせてもらいましたけれども、その辺の部分で、これはトップである市長にもお願いしたいことなので、積算の原価把握をしっかりとしなければ、公共工事のコスト削減などは絶対できないですから。

工事を減らすのはいいです。例えば今、やらなくてもいいものは後に送ってしまう、それも一つの削減ですけども、やらなくてはいけないものがあるわけなのだけれども、定価で発注しているのだということはわかってしまっているわけなので、それを圧縮していただいてやっていただきたい。どんどん競争性を持たせてもらわなければだめだという業者もいますから、そういう中でしっかりと競争性を高めた中で、なおかつ発注者側がコストを把握して、業者はこのくらい儲かるのだらうというものをわかった上で発注しなければ絶対に意味がないと思います。民間の発注者側も同じようなことをまるっきり今、しているわけですから、これだけたくさん能力のある人がいる藤岡市の行政側ができないはずがないのです。

そのためには市民サービスの向上のために、それだけの適材適所の人員を配置するか、もしいなければ外から連れてくる。そういうふうになればできるわけであって、膨大な人数がいるわけでもないですし、最少の人数で最大の効果を私は得られると思います。これがいりいろな経常経費を詰めていけば多少は詰まると思います。ほかのもので一番財政的にも潤せるのは、この公共工事関係、あとは購入関係もあります。パソコンなどを買うのでも定価で買ってはだめです。なるべく安く買いたたいて買わなくてはだめです。いろいろな設備でも何でもそうです。その辺も全部含めた中で、これについては答弁は要りませんから、答弁的には、今、とりあえずの答弁しか返ってこないと思いますので、よく庁内で図っていただいて、トップのもと、ぜひともその辺は前向きにとらえてもらって早急にやっていただきたい、私はかように思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、次の質問で一般競争入札について、これは条件つき一般競争入札についてを質問させていただきます。前回の9月のときに、広報でも市民の方に配られまして、この中にも公募型から郵便入札、これについても以前より言っていたものは、目に見える形でやっていただいて、それなりの効果が大変出ていると思います。郵便入札については、今、試行でちょこちょこしかやっていないので、もっと数を増やしてもらった方がいいと思いますので、それもお願いしておきます。

この条件つき一般競争入札なのですけれども、読ませてもらいますが、条件つき一般競争入札は、入札に関する公告をし、希望する業者に広く入札の機会を与え、一層の透明性と客観性及び競争性を確保するものです。次の工事を対象に選定し、施行します、このように施行すると書いてあります。だけれども、建築工事がおおむね5億円以上の工事で、土木工事及びその他の工事はおおむね2億円以上の工事とあるのです。これは何度も言う

ようですけれども、まさに絵にかいたもちのようで、このような工事が今、藤岡市でこれから直近で出てくるかといったら出てこないと私は思うのです。

来年については、現状では20億円の投資的経費の中で来年度の予算を組むという形で聞き及んでいますけれども、実際、今、考えるとこのような工事は多分ないのではないか。試行するにも試行できないのです。だから、私は、この要件というのは何かに決められているわけではないでしょうから、この要件はもっと引き下げるべきだと私は思うのです。そうでないと、この競争入札をしてもある程度会社とか、ランクの中の会社の一部でしか参加できない形になってしまうので、もうちょっと要件を引き下げるような形をとってもらった中でやって、競争してもらう方がよりよい効果が間違いなく得られると思いますので、これについて、なぜこのような形の設定にしてしまったのかを2回目の質問とさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

総務部長（高橋 寛君） 2回目の質問にお答えをさせていただきます。

条件つき一般競争入札についてでありますけれども、この試行に当たりましては、建築工事で5億円以上、土木工事2億円以上を対象といたしました。その理由といたしましては、条件つき一般競争入札は、広い範囲から参加者を募るため、問題として不良業者の排除というものがああります。このために、ある程度工事価格の高い物件を対象とすることで、参加業者を優良な業者に絞り込めるものと思われることから、こうした金額に設定いたしております。

なお、金額につきましては、他市町村で定めている金額を参考としております。

次に、入札参加の条件であります。工事規模、工事内容に応じて区域の範囲は定めたいと思います。まず、市内に本店を有する社、次に多野郡内に本店を有する社、次に県内に本店を有する社、次に県内に営業所を有する社の順になると考えております。また、当然のことながら、当該工事に係る同種、または類似工事の実績を有し、当該発注工事にかかる金額以上の工事实績を有する社としたいと考えております。なお、金額が市で定めたAクラスに該当するため、経営事項審査の評点がそれに対応する点数以上としたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（塩原吉三君） 笠原史嗣君。

10番（笠原史嗣君） 他市を参考にし、先ほど不良業者の排除にも云々とお答えいただいたのですけれども、ちょっとよくわからない部分なので、要は金額の設定は多分自由に行えるのだと思うのですけれども、先ほどどういふことで購入していくのかということ聞いたので、そのお答えでもいいのです。この要件を引き下げてもらえるのかもらえないのか、こ

れはやはりしなければ競争性が高まらないですし、試行しようにも試行できないわけですから、その辺をしていかなければいつになったら試行できるのか。ずっとそのまま、ただあるだけの話になってしまうので、これについてはもう一度お答えをいただきたいと思います。

あとは不良業者どうこうとありましたけれども、市内の業者で、私も会派として執行部、契約検査課の方から平成13年度の各全部の請け負い関係のデータを出していただき、その評点ランクも全部いただきました。それも見ました。情報開示ですから、どの業者がこうだとか全部出してもいいわけなのでしょうけれども、第1段階なので、初めてのケースなので、ちょっと業者の名前まで出せませんというお話をいただきました。その中にも確かに粗悪な工事をする業者がいるというのも執行部もわかっているのでしょうし、それは今度競争入札ですから、その業者が例えば参加資格があるかないかの問題ももちろんあるのですけれども、多分全体の業者の中では、採点方法もあるでしょうから、全部100%ができていたというのはなかったと思うのです。平均点があった中で出していましたけれども、ほぼ公共工事を今まで経験してやってきている業者で、粗悪な工事をするところは、私はない、このように考えているわけです。

そうならば、別にどの辺が不良業者なのかという部分がよくわからないのですけれども、不良業者はそんなにいないのではないかという観点の中からいけば、とにかく自由に、例えば業者にもA・B・C・Dとランクがありますから、私の案ですが、例えば工事によった中でAランクができる仕事もあれば、A・Bで一緒にやる場合もあるし、B・Cと一緒にやる場合もあります。その規模に応じた中で、条件付きの一般競争入札をしてくださいということは、私は常々前からこういう場で質問をしてきて、前政権のときからずっと言ってきたのです。今回1歩も2歩も進んでいるからまだいいのですけれども、この競争入札をしていかない限りには、ずっと指名競争入札ということになるわけです。ただ、その指名競争入札も郵便入札についてはまだまだそんなに本数をやっていないわけです。ある程度成果が出てきたのだから、年明けからはもっと郵便入札も増やすのだという話にもつながってくるのでしょうけれども、その辺が試行段階ということですから、まだよく見えてこない。ただ、ほかのところは私も評価していますので、この条件付きの一般競争入札については、もうちょっと見方を変えて、試行もできないわけなのですから、いろいろな形でもっと違った角度から見た中で変えていただいた方がより競争性が高まって、郵便入札、そういう部分でやっていけば、かなり成果が上がるのではないかと私は思います。

その辺の部分をやむを得ずとも前向きに、前向きにはいいのですけれども、しっかりと考えたのもとに取り組んでいただいて、これは変更してもらった方がいいと私は思います。そうでなければ本当に試行、試行と言っても試行する場所がないので、試行していただくに

はまず場所をつくることが大事ですから、まだ試行段階なのだから、それからまた違うこともやっていこうではないか。他市などもそうです。いろいろ試行錯誤しながらやっていますから、試行できないものをここに書いておいても意味がないのですから、試行できるものから始めていかななくてはいけないので、試行できるように競争入札を導入していただかないといけないのかと思います。答弁はいいです。答弁は要りません。ただ、言っていたことをよく考えてもらって、市長が見てくれていますから、真剣に考えてくれているのだと思いますから、その辺はよく言い含めた中で思っていますので、前向きによく努力をしていただきたい、そう思います。

もう一点、今度は入札が終わった後の公表の部分です。入札が終わった後の部分については、今、ホームページと広報では、11月から毎月15日に前月のものを公開している。聞いてはみたのですけれども、この出し方は、広報ふじおかにおいてはページスペースもあるので、枠もあるからなかなか出せないということなので、この辺までなのかということはいいのです。ホームページの方については、これは情報能率課の方にも言いましたし、契約検査課の方にも言ったのですけれども、よく他市のものも見ていただいてやっていただきたいと思うのです。実際に前橋市などでいきますと応札価格まで全部出ているわけです。藤岡市の場合には、ホームページの方は落札金額のみで、落札業者が1社載っているだけなのです。こっちも指名された業者が何社いてこうです、予定価格が出ていますから落札はこうでした。各業者がそれに応札した金額はどうだったのですかというのを、前橋市などでは入札価格が全部出ているわけです。こういうようなものを見てもらって、見やすいようにしてもらいたい。

それと開くときにどこにあるのだらうと思ってしまうので、上のその他のお知らせか何かのところにあるのです。あれをぜひともトップページのところに持ってきてもらって、そここのところからも入っていけるように、これはすぐできることだと思いますから、すぐしてもらった方がいいと思うのです。ほかのところを見ると、結構入札価格、応札価格まできちんと載っています。落札はどこだった、落札金額はこうでした。これはほかのところも参考によく見ていただいた中で、よりよいものをつくっていただきたいと思いますので、その辺はどういうことで今後やっていただくかを答弁いただきたいと思います。

それと、今、皆さんから、まだ私も若造で指摘だけではなくて、きちんと答弁をもらえというお話もありますので、もしよろしければ一言市長からご答弁をいただいて、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

総務部長（高橋 寛君） 最初に、先ほど答弁は要らないということで、要件を引き下げるべきであるというご指摘に対して、議員ご指摘のように試行できなければ試行にならないではない

かというご指摘でございますので、これにつきましては試行ができるように、内容について検討していきたいと答弁をさせていただきます。

それから、入札結果の公表の関係でありますけれども、既にインターネットのお知らせ版に公表しておりますが、市のホームページでも公表できるよう取り組んでまいりたいと考えております。その節には前橋市等が応札金額までも含めて公表しているということでもありますので、当市の方でもそういった方向で取り組んでまいりたい。

以上、答弁といたします。

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） お答えいたします。

ただいま部長の方からお答えさしてもらいましたが、重複する言葉もあると思います。一般競争入札及び入札結果の公表等につきまして、今年度から着手してスタートしてきました。まだまだ見直すところというのは多分多々あると思いますので、ご指摘をいただきながら、今後大いに職員の間で研究していきたいというふうには思っております。またいろいろなお指摘をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 以上で笠原史嗣君の質問を終わります。

次に、坂本忠幸君の質問を行います。坂本忠幸君の登壇を願います。

（12番 坂本忠幸君登壇）

12番（坂本忠幸君） 議長の許可をいただきましたので、さきに通告いたしました精神障害者福祉の現状と方針について一般質問を行います。

「人間は生まれながらにして平等である」とは、フランスの人権宣言やアメリカの独立宣言をはじめ、日本国憲法においても宣言されているところであります。しかしながら、現実の社会においてはお金持ちもいれば貧乏の人もあり、健常者もいれば障害者もおります。富める者も貧する者も障害を持った人も等しく社会参加し、自立を求め、ともに生きることができる社会が今、求められています。社会で直接役に立たなかつたりする人々もともに生きる権利を今、求められています。

障害者には、大きく分けて身体障害者、知的障害者、精神障害者などの方々がおります。近年、障害者のための国連10年や障害者団体の運動などにより、身体障害者や知的障害者については社会の差別も少なくなり、施設も入所、通所とそれぞれ充実してまいりました。しかしながら、精神障害者については、その障害の程度を規定する基準の困難さや一部の反社会的行為者の行動から、社会の偏見と差別はいまだに解決されておらず、人々の心の中に偏見が多々見られるのであります。今や経済の不況や目標の喪失などによるスト

レス社会の中で、心の病は増加しつつあると言われています。心の病をつくらないための原因療法と心の病に陥った人々をサポートし、救済する対処療法の二つの側面から、精神障害者対策を進める必要があると思います。心に病を持った人も身体や知的障害者と同様に、福祉、保健、医療の連携の中での対応が必要なのではないでしょうか。

そこで、1回目の質問を行います。1点目として、当市の精神障害者対策の現状と県内の状況についてお伺いいたします。特に社会参加への道としての福祉作業所、グループホーム、ホームヘルプ等、在宅対策についてお知らせください。東毛地区では、家族会が中心となったりして作業所やグループホームが運営されているやに聞いております。

2点目としては、当市の作業所の計画はあるのか。あるとすれば、いつごろ予定されているかについてお伺いします。

1回目の質問とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 精神障害者対策の現状と県内の状況につきまして、お答えさせていただきます。

まず最初に、精神障害者の現状でございますが、議員ご指摘のとおり、精神障害者は障害の特徴からその数を把握することが非常に難しい状況にありますが、一般的にはおよそ人口の0.8%いると言われております。当市は約6万4,000人でありますので、約500人いるものと推測され、精神患者数となりますと市内には800人以上いるものと思われま。また、現時点で把握しているものに対しましては、定期的に精神科へ通院し、医療補助を受けている者は、市内では259人、県内では7,807人おります。また、精神障害者が所持する精神障害者保健福祉手帳は、市内で65人、県内で2,179人おります。また、昨年度精神障害者に関する相談は、市内で年間延べ1,169件、県内では1万6,857件でありました。

次に、当市の精神障害者対策であります。ホームヘルパーサービス事業は、市内に5事業所が登録しており、その利用状況は1名の方が利用しております。また、ショートステイにつきましては、北群馬郡吉岡町にあります医療法人群栄会ケヤキ寮の1件と契約を結んでおります。グループホームは、全部市外にある医療法人が経営するホーム9施設、10人が利用しております。小規模作業所は県内には22カ所が設置され9市4町4村にあり、市内にはありませんが、近くには上野村が平成12年度に開所しております。作業所の運営は家族会や市町村が運営しております。また、本年10月より開始しましたふれあい交流会は12名の精神障害者が参加し、好評を得ております。そのほかにも保健推進委員、民生児童委員、ホームヘルパーや市職員を合わせて100人を対象に精神保健福祉

に対する正しい知識の普及を目的に、優しい精神保健講座を開催しております。

2点目の小規模作業所の計画であります。現在、行っておりますふれあい交流会を発展させ、小規模作業所として開所していきたいと考えております。予算面においては、平成15年度当初予算に運営費を計上させていただき、ご審議をお願いする予定となっております。

開所の時期は、平成15年4月1日を現在考えております。

また、場所につきましてでございますが、財政が大変厳しい折でございますので、一時的ではございますが、現在、使用しております心身障害者の福祉作業所の跡を考えていきたいということで、検討しているところでございます。

以上、回答にかえさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 坂本忠幸君。

- 1 2 番（坂本忠幸君） 当市、また県内の現状について調査をしていただいてありがとうございます。心の病を背負っている人、特にその家族の方々は大変な思いをしております。ある家族会の方は心の病で、重い人は入所施設があるが、軽い人は所得保障もなく、社会参加への足がかりとしての通所施設も当市にはないと悩んでおりました。聞くところでは、当市も精神保健の市への事務移行に伴い、保健福祉を一本化するため、福祉高齢課の中に保健師を配置して障害者の方から喜ばれておりますが、家族会の方々には心の病に対する社会の偏見を恐れて、行政への陳情さえ遠慮していると聞いております。国においても障害者や老人等の在宅福祉を進めております。心の病を背負った社会的弱者の社会参加のため、一時的なものではなく、医療や相談及び福祉を兼ね備えた総合的作業所の設置をすべきだと思います。市では、身体障害者、知的障害者のための福祉作業所を今、建設中ではありますが、精神障害者の福祉作業所建設について政策的見地から市長のお考えをお伺いして、2回目の質問といたします。

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、身体障害者や知的障害者福祉に比較し、精神障害者の制度の遅れは認めざるを得ないところであり、この現象は当市に限るものではなく、全国的な傾向にあります。しかし、精神障害者が生活する上において何らかの障壁を持って暮らしていることは十分認識しております。国の方針としましても施設生活から地域生活に方向転換を図ろうとしております。今後、地域社会に対する啓蒙活動やマンパワーの充実、ボランティア活動の充実なども考えていかなければなりません。議員からご指摘をいただいた事項を参考にして、今後十分検討してまいりたいと考えております。

議長（塩原吉三君） 坂本忠幸君。

- 1 2 番（坂本忠幸君） 心に障害を持った人々の在宅ケアについて、日本は遅れているように感じられます。20年ほど前などは入院施設において、人権さえ無視されていた現状もありましたのでやむを得ないかもしれませんが、国・県の補助制度は整備されているようです。当市においても福祉の谷間にある心の障害を持った人々のため、早急な対応をすべきだと思っております。いずれにしても精神障害に対する誤った考え方や偏見をなくするため、人権宣言をしている藤岡市でもありますので、政策的に力を入れていただき、早急に精神障害者の福祉作業所の設置を要望して、質問を終わります。

議長（塩原吉三君） 以上で坂本忠幸君の質問を終わります。

次に、針谷賢一君の質問を行います。針谷賢一君の登壇を願います。

（17番 針谷賢一君登壇）

- 1 7 番（針谷賢一君） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります北藤岡駅周辺区画整理事業についてとらん藤岡についてお尋ねいたします。

初めに、先月の22日に議員説明会で、本市の財政事情の厳しい内容はわかりました。それでは、今後本市としてはどのような方針で行政を進めていくのか、新井市長に期待するしかありません。予算のばらまきではなく、今後の藤岡市の財政の立て直しや税収の見込みのある事業に対しては、惜しみなく先行投資をし、またインフラ整備の遅れているところに対しては、よりよい住環境を整えてやらなくてはなりません。

先日の議員説明会が行われた後に、新聞紙上に「北藤岡駅周辺区画整理事業は見直し」という記事が載っておりました。それを読んだ地権者の方々から、この事業は一体どうなるのですか。途中でやめてしまうのか。既に立石の一部では、工事も始まっているではないか。幾ら予算がないといっても途中でやめるわけにはいかないだろう。私の家も家が古くなってきたし、息子が嫁をもらって一緒に住みたいのだが、仮換地先が隣の家の庭になっているので勝手につくれないし、また現道を生かすのか生かさないのか、道路の幅員はどうなるのか。供覧した仮換地案は、既にほとんどの方が見て確認しているし、これがまた変更になるのか。そんなことをすれば、むだな年数ばかり過ぎてしまい困ったものだ。どうすればいいのですか、こんな声の方々が聞こえております。年間の事業費が2億円から3億円程度では、終わるまでに50年以上もかかってしまいます。この現状をどのようにとらえているのか、お伺いいたします。

次に、アグリプラザ内にある農産物直売所は、既にご案内のとおり、オープンして3年目となり、年々その販売実績を伸ばしていると聞き及んでおります。また、平成14年度も販売額が5億円の目標に対し、上半期の事業報告では、それを上回るとの見通しが立ったとも伺っております。今後の地域農業の振興の観点から、非常に期待できる施設である

と言っても過言ではないと考えます。

発足当時は、農産物直売所出荷者組合員が約150名でしたが、しかし現在では300名を超えており、特に土曜日・日曜日・祭日等は非常に出荷量も増加し、置き場を争うような状態で、施設が手狭であるとの苦情を組合員の方からよく耳にいたします。また、一般生鮮野菜や加工品等、口に入れるものと花卉などの鉢物類等、泥のついたものと同じフロアで、また同じ買い物かごで購入している実態もあり、衛生上の問題点も指摘されているところであります。

ここで質問ですが、市では、このような状態に置かれている施設の現状に対し、何らかの対策をする意思があるのかどうか。現時点で狭くて困っている状況ですので、やるなら早急に、売り上げも順調に伸ばしている施設です。そういうところにはどんどん早めに決断し、投資すべきだと考えています。何か具体的な案があればお聞かせください。また、するとすればいつごろするのか、あわせてご答弁をお願いし、以上1回目の質問といたします。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

北藤岡駅周辺土地区画整理事業の現状をどのようにとらえているのかというご質問でございますけれども、現在、北藤岡駅を中心とする面積92.7ヘクタールについて、安全で快適な居住環境の創出と秩序ある市街化形成を図るため、平成12年度から本格的に工事着手し、事業の推進を図っているところでございます。

現在の事業計画については、事業の投資額を段階的に増やしていく考えですが、土地区画整理事業を取り巻く状況は厳しく、計画に沿った予算の確保が難しくなっております。

このような状況のため、当初計画に沿った事業の完了が困難となり、事業の長期化が懸念されております。このようなことから、今後事業の早期完成を図っていく上で重要となる事業にかかる経費の見直しについて、最少の経費で最大の効果を出すべく、総事業費の圧縮に努めていきたいというふうに考えております。

また、技術的に可能な範囲で既設道路を生かし、できるだけ建物移転の減少に配慮した区画道路の線形や幅員等、計画の見直しを検討し、地域住民の理解と協力を得ながら事業推進に努めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 経済部長。

（経済部長 荻野廣男君登壇）

経済部長（荻野廣男君） アグリプラザ藤岡農産物直売所の施設等の見直しについて、お答えいたし

ます。

農産物直売所につきましては、行楽シーズンの土・日、祝・祭日等を中心に大勢のお客様に利用していただいております。この結果、農家からの出荷量も増大をし、議員ご指摘のとおり、売り場面積が手狭な状況となっております。また、泥つきの鉢物や加工品等が同じフロアで販売をしているため、食品衛生管理上、改善する必要も生じております。

本施設は、ららん藤岡の設置及び管理に関する条例に基づき、藤岡クロスパークに管理運営業務委託を行っておりますが、施設そのものの改修につきましては、設置者である市が実施すべきものと思っております。このため、生産者、消費者、双方の便宜を図るべく、現在、花卉、鉢物類の販売スペースの増設を検討しており、予算的な問題もございますが、できるだけ早い段階で実施できればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

17番（針谷賢一君） 2回目の質問ですので、自席よりお伺いいたします。

野菜の直売所の衛生面や生産者の労働意欲をさらに高めるためにも施設の改善を期待いたします。できるだけ早くよろしくお願いいたします。

それから、ららん藤岡の立ち寄り客数、予定していた人数、高速道より年間200万人、一般道より年間60万人、計260万人ぐらいを最初は予定していたわけですが、平成13年度実績で高速道から約60万人、一般道から約90万人、年間150万人の客数だという報告も聞いております。まだまだ目標にほど遠い数でございます。さらに改善が必要であります。

それから、ららんの建物をよく見ていただきますと、すべてが高速道路からのお客を誘導するようなつくりになっております。これからはもっと一般道からのお客の誘導を考えてみてはいかがなものか。ららん通りの北、中地区の組合施工区画整理では、既に開発も進み、今月の20日前後に大型の遊戯施設がオープン予定でおります。その西側にも伊藤忠関連の店が来年の夏ごろオープンの予定だそうです。民間の業者がららん藤岡を含めた、その地域一帯の立ち寄り客数を年間600万人前後来ると予想しております。そこで、ららんの集客を伸ばすためにも一般道からの客の誘導を今後どのように考えているのか。反対側の商業施設から見たとき、このららんエリアには何があるのか、内容が一目でわかるような表示等は考えているのか伺います。

次に、先ほどの答弁の中に財政の状況が厳しく、計画に沿った予算の確保が難しいとの話ですが、難しいのは十分に理解しているが、だからといって事業費を圧縮するために現道を生かしたり、幅員を狭くしたいと言っていますが、一つの例として隣の新町の区画整理事業を見てみますと、昭和30年代にスタートしたそうです。当時は車も少なかったと

思います。しかし、現代はどこへ行くにも車が必要です。毎日通る道ですし、また最近では高齢者の方も結構運転しています。私も車でよく新町を走りますが、特にわき道に入るとわかりますが、幅員4メートルの道では、軽自動車同士でもすりかえが厳しい。5メートルの道でも大きめの乗用車同士になると、やはりすりかえが厳しい。基準となる6メートルが実際走ってみていいと実感いたします。

現道を生かした区画整理事業ですと、曲がりくねった道を生かした場合、どうしても三角地のような不整形な土地が残ってしまい、その不整形な土地になってしまった人は賛成しますか。まして駅の近くならなさらず。今後、土地の開発も進みます。そんなとき、間口が狭かったり、また三角形のような形になっていたりしたら、利用、活用しづらいです。また、土地の価値も下がってしまいます。それと、現道を生かした場合、その沿道に住居を構えている家庭は敷地が狭くなり、長く住み慣れた近所の方々とも離れ離れになり、運が悪ければ地区外に移転するということも考えられます。沿道に住んでいる人だけが犠牲になるのか。後々何のために区画整理事業をしたのかわからなくなってしまいます。

本来、区画整理事業とは、住民が平等に利益を受けられるわけです。それが現道を生かした場合には、諸問題が山積します。それを一つ一つ解決していくには、相当の労力と時間、年数がかかります。そんな見直しは絶対にだめです。本来のままがいいのです。なぜならば1度大方の地権者が自分の次の居場所を仮換地案で認識しているのです。心構えがあるのです。県もこれでいいでしょうということで事業認可をおろしたわけです。既に工事が始まっている八高線と高崎線に挟まれた地区、約6ヘクタールの地域については、幅員6メートルの生活道路もきちんと入っています。その中の地権者の方が、今までは行き止まりの道のわきに住んでいたが、確かに仮換地案の説明のとき、減歩が平均よりきついたので反対はしたが、しかし今では日当たりもいいし、生活道路の幅員6メートルの道も南側にあり、車も東に西に、また北へもどちらも自由に行けるし、大変便利なのが目に見えてきたと喜んで話していました。こういうことが平等に利益をこうむるということです。これが区画整理事業のいいところなのです。

そこで、2回目の質問といたしまして、見直しについて議員説明会で、たしか2案出ていましたが、どちらの案ですのか、また不安を抱いている地権者に対する説明、説得はどのようにするのか。また、南口駅前広場や北藤駅前通り線、森立石線の都市計画道路は、従来どおり実施するのかお伺いして、以上2回目の質問といたします。

議長（塩原吉三君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） ららん藤岡の集客力アップについてお答えをいたします。

まず、藤岡クロスパークの単独事業であります商業施設の空き店舗をなくしていくこと

だと思っております。次に、高速道路からの立ち寄り車の促進を図っていくことだと考えております。現在、株式会社藤岡クロスパークでは、空き店舗対策として新規事業者参入のための営業活動を行うとともに、高速道立ち寄り対策として観光バス会社や旅行会社等への働きかけを行い、ららん藤岡集客力アップの推進を行っております。なお、藤岡クロスパークでは、オープンから約2年8カ月経った中で、冬場における入場者が減少することから、対策として本年度より広場内樹木にイルミネーションを11月末から来年2月末までを行い、冬場の入場者を増やすべく努力をしております。

続きまして、近隣開発によって集まる人たちへのららん藤岡の施設内容アピール看板の設置であります。現在、県道前橋長瀬バイパスから、ららん通りに入る角に、ららん藤岡の看板が設置されております。また、県道前橋長瀬バイパス沿い西側フェンスとららん通りの施設フェンスには、ららん藤岡ののぼりが設置をされておりますが、ご指摘のような看板ではございません。施設内容等が明示された看板設置は、今後、近隣開発によって建設された商業施設に集まる人たちへの周知を図られると考えますが、集客力アップにつながるような施設周知方策に対し、株式会社藤岡クロスパークとともに努力していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

見直しについての考え方、また地権者に対する説明をいつごろ予定しているか等について、お答えをさせていただきます。

さきの11月22日に開催されました議員説明会において、北藤岡駅周辺土地区画整理事業の見直しについて、その考え方を説明させていただきましたところ、議員各位にはおおむね理解をいただいたのではないかというふうに考えております。今日の長引く景気低迷の影響で、本市においても税収の落ち込みは地方交付税の減少といった歳入不足に加え、過年度の起債事業に伴う公債費が増大し、土地区画整理事業のための原資となる一般財源が逼迫してきております。

このような状況の中で、事業の早期完成を図る上から、土地区画整理事業の見直しについていろいろと検討をさせていただきます。その考え方についても説明をさせていただきます。最初に、事業長期化の是正を図るべく、地域住民の理解と協力を得ながら、総事業費の圧縮等、事業計画の見直しを検討していきたい。

次に、施工期間についてでございますけれども、現在、工事を進めている仮換地指定済み区域面積6ヘクタールを含め、おおむね15年を目安とした地区を定め、整備を図るとともに、工事の完了した地区については、速やかに換地処分や精算事務に移行できるよう

な事業の進め方を地域住民と一緒に考えながら、計画の見直しを行っていきたいというふうに考えております。

また、今後について、段階的に区域全体面積92.7ヘクタールの事業推進を図るとともに、費用対効果の高い北藤岡駅周辺の南口駅前広場や既設道路等のアクセスも配慮した事業の推進を考えながら、北藤岡駅前通り線、森立石線等の都市計画道路の整備に努めていきたいと考えております。

次に、関係地権者に対する説明でございますけれども、その時期と方法については、今後国及び県と十分に調整を行いながら、土地区画整理審議委員の方々にも協力いただきながら、地元説明会を実施してまいりたいというふうに考えております。

いずれにしましても地域の住民の皆さんと今後いろいろと話し合いを進めながら事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。また、住民の皆さんのご理解がなければなかなか前進もできないわけでございますけれども、ぜひともご理解をいただきたいというふうに考えております。

また、森本郷線についてでございますけれども、この点につきましては一時保留という形になったわけでございますけれども、また平成18年度以降の事業として、問題として考えてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

17番（針谷賢一君） 3回目の質問をさせていただきます。

クロスパークについてはいろいろと努力をされているようですが、しかし企業となれば成果が出てこないと意味をなさないものだと思います。空き店舗対策、観光バス会社や旅行会社への働きかけ、後で努力の経過を見せたいと思います。

確かに広場にイルミネーションも結構なのですが、もっとこの広場までお客を誘導するようなもの、アピールするようなもの、ららんの建物北側にはほとんどそういったものが見られないわけです。ただ、あの信号の所には、ららん藤岡という大きな看板がありますけれども、一体中身は何だろう、そういったアピールがないわけです。ですから、そういう心配り、配慮、そういったものが集客力アップにはぜひ必要ではないか、そんなふうに思います。その辺も十分検討していただきたいと思います。

それから、空き店舗が今、4区画、そしてまた2区画が近いうちに空くという話を先ほどほかの議員の答弁で聞いたわけでありましてけれども、その辺の対策も今後入店時の権利金、あと家賃、そういったところの見直しについて、その辺の考えはどうか、その辺をお伺いいたします。

次に、当然、今の財政状況ですと北藤の事業は長期化が懸念されるわけですが、その辺

はよくわかりました。部長の答弁ですと、6ヘクタールを含めた15年ぐらいで終わらせる地区を選んで進めていきたいというふうに聞いたわけですが、ぜひその地区の選定も早めにしていただきたいと思います。

参考までに調べてみましたが、もし北藤駅周辺区画整理区域内の農地が今の半分ぐらい宅地になった場合、固定資産税で約1,300万円増、都市計画税で約400万円増、そして区画整理区域内に進出を予定している大手スーパーが来た場合には、約2,000万円の税金を見込んでいますと聞いております。だから、税金の上がりそうな地区に惜しみなく投資すべきなのです。その上がった税金を学校の施設や福祉の施設の整備に充てることもできるのです。

今、中組分区画整理地区の方が開発が順調に進んでおります。本来なら北藤区画整理区域内もいろいろと開発されてもおかしくないわけですが、今後はさらに長期化することですが、そうしたときに第2工区、または第3工区についての規制の緩和、用途の変更やら建築等の制限も早急に見直しする考えがあるのかどうか。まずは、現在、工事中の6ヘクタールを含め、おおむね15年を目安とした地区を定め、整備を図るとしておりますが、それもいつごろまでに決めていただけるのか。第2、第3工区、いわゆるしばらく手のつかない地区について、市の対応はどのようにするのか明快な答弁をいただきたい。そうしないと、地権者ははっきりした話ができません。

最後に、市長にもお伺いします。これは北藤区画整理事業もろもろの質問ですけれども、この区画整理事業は新駅も設置するというでスタートした事業ですので、少し話したいと思います。いずれにせよ乗降客を増やさなければならないということもあって、立石の県営団地を昭和62年から平成4年にかけて建設したわけです。当時、地元の区長をはじめ関係各位の皆さん、元の針谷県議、現職の山口県議ともども駅をつくりたい一心で努力してきた経過もございます。

ところで、最近、いろいろと話題になっています藤高・藤女の統合問題ですが、教育関係者や藤高近辺を車で朝夕通行している方からの声ですが、今でも朝の通学時は大変なのに、今度統合されたら、今現在約500人、それが1,000人ぐらいの生徒数になった場合に、交通及び通学の問題はどうなのか、考えただけでも大変な騒ぎです。そういった意見を聞いております。そういう問題を抱えても、あえて藤高へ統合してしまうのか、その辺の市長の県への働きかけはどうなのか。そういう統合問題を含めた中で、生徒の通学の利便性を考えたときに、北藤新駅を利用させてみようというお考えはあるのかどうか。

また、新駅の同盟会を打ち切るような、もう一回だけの陳情をして終わりにするような市長のムードが感じられますが、先人たちが29年間も努力してきた経過もあるのです。

先日の上毛新聞に駒寄インターの記事が載っていました。駒寄パーキング拡張計画との一体整備、パーキング拡張とインターを抱き合わせた計画です。新たな計画を生み出す起爆剤となるのか、限られた財源と公共事業見直し機運の中で、設置をどう見出していくのかと言われている中で、期成同盟会会長の前橋市長は、こんなふうに述べていました。県の財政が厳しいことは十二分に理解している。だからといって市町村が大きな声を上げていかなかったら、新インター建設は一步も進まない。

議 長（塩原吉三君） 申し上げます。

通告に従ってお願いしたいと思います。

1 7 番（針谷賢一君） 北藤にも関係するものです。

議 長（塩原吉三君） ありますけれども、あまり逸脱しないようお願いいたします。

1 7 番（針谷賢一君） 本来、新駅の位置づけは、区画整理と一体となって進めていくべきものなのです。すぐに駅をつくれと言っているわけではないのですが、乗降客を増やすために駅前広場を整備する都市計画道も進めていく、そんな中で新駅の陳情は毎年熱心にやるべきものと思います。

また、平成17年には雨水幹線が入ってきます。国道17号線をくぐってくるわけですが、受け入れ側の地区が大いに反対しているところです。まだ理解されていない地区ですが、新井市長はそういった方々の支援を受けて、このたびの市長選で勝利したわけですから、市長自らまだ理解されていない方々に対して、一人一人説得すべきであります。そうしなければ大切な雨水対策はできません。その辺のお考えを伺いたい。

また、部長の答弁の中に再三にわたって、地域住民の理解と協力を得ながらと言われております。今が大きな曲がり角です。重要なときなのです。市長は1度審議委員との意見交換会に出席したから大体わかったと議員説明会でお答えをいただきました。しかし、そんな簡単なものではないと思います。それも1時間ぐらいの交換会でしたから、何回も何回も意見交換会をしていくことが住民の理解を得られるもとになるのです。地域住民の理解を得るためには、まず地権者の代表としての審議委員との協議が大切になってくるわけです。この事業は、ただ単に道を広げればよいという事業ではないのです。地権者約800人からの財産が絡んだ事業です。それぞれが身上をかけて、我慢するところは我慢して頑張っております。

いろいろ述べましたが、市長としての前向きなご意見をお伺いいたしまして、質問を終わります。

議 長（塩原吉三君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） お答えさせていただきます。

当分の間、事業実施が行われない地区について、今後どのように考えているかお答えを

させていただきます。議員ご承知のとおり、土地区画整理事業を取り巻く状況は年々厳しくなってきました。事業が長期化になりますといろいろな問題が発生することは予測されます。このことから、今後事業地区を区分し、ある程度施工期間が明確になるように事業の進め方を見直し、段階的に区域を定め、整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

今後、事業の推進を図っていく上で、市の財政状況を考慮した場合、事業規模からして区域全体の事業完了は長期になることが予測されております。また、市街化区域に隣接している周辺においては、中地区組合区画整理の実施、大型店の進出等で、近年、急速に発展してきております。このような状況の中、特に市街化区域において土地区画整理事業を推進していかなければならないというふうに考えておりますけれども、今後事業が長期化した場合、自らの土地の権利行使が図れず、逆に地域の発展に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

このようなことから、当分の間、事業が行われない地区について、地区住民の理解を得るためには、今後どのような考え方で進めていったらよいか検討していきたいというふうに考えております。

また、当分の間、事業が行われない地区について、規制の緩和、また用途の関係、建築の規制の関係、こういったものにつきましても県との協議の中で指導をしていただきながら、皆様方にご理解をいただくよう説明会を持っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 企画部長。

企画部長（中易昌司君） ららん藤岡家賃等の料金体系の見直しについてお答えいたします。

ららん藤岡内での藤岡クロスパーク単独事業である商業施設につきましては、現在、4区画が空いております。ご指摘の家賃については、開業当初、株式会社藤岡クロスパークにおいて、商業コンサルタントの意見や類似施設の状況、ららん藤岡全体の維持管理費用等を勘案して設定がされました。

しかし、開業2年において6件の撤退が発生し、新たな事業者が入居する中で、当然、個々の交渉の過程で、当初の募集要件を緩和せざるを得ない状況が発生しております。これは株式会社藤岡クロスパークの収入源の柱であります家賃を下げれば管理運営に支障を来し、また当初設定家賃にこだわり、空き店舗を空けたまま収入がなくても運営に支障を来します。このはざままで既存テナントや引き合いのある事業者と折衝を行っているのが現状でございます。株式会社藤岡クロスパークは、ららん藤岡内の各施設や事業者からの負担により、ららん藤岡の管理運営を行うことが業務でございます。家賃を下げ、公共施設になじまないテナントや質の低いテナントの入居を促進することは簡単であります、ら

らん藤岡を魅力ある施設として良好に管理運営を行うためには、魅力あるテナントを誘致することが必要と考え、努力しているところでございます。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ご質問にお答えいたします。

北藤岡駅周辺土地区画整理事業の見直しにつきましては、市の財政状況も非常に厳しい折でございますので、今後関係地権者の意見を尊重し、地域住民と協議を重ねてまいりたいと思っております。決して途中で打ち切るものではありません。総事業費を圧縮し、住みやすいまちづくりをいかに早く仕上げるか、これが最終の目標だと考えております。

また、当分の間、事業が遅れてしまう地区につきましては、現状をよく認識し、関係機関と十分協議してまいりたいと考えております。

11月1日の地元審議委員との意見交換会にて市側の示した案は、おおむねご理解をいただいたと思っておりますが、今後とも精力的に話し合いを持って進めていくつもりでございます。

次に、将来、高崎線本線が北藤岡駅に停車することも考え、駅前広場や駅前通り線は、事業を竣工しますが、今の北藤岡駅の乗降客の数では、実現方は難しいと考えております。

議員ご指摘の藤高・藤女統合に絡めまして、駅の利用を考えてはどうかということでございますが、現時点で藤岡女子高校が藤高の校舎の方に移行するという案を県が示してございます。これにつきまして、藤高・藤女の統合について北藤岡駅の乗降客が増えるようにしたらどうかという案でございますが、今後とも県と十分打ち合わせをしながら進めていきたいというふうに思っております。

最後に、雨水対策の理解と選挙の投票行為につきましてでございますが、このことにつきましては、どう因果関係があるのか理解できませんので、この場で答弁は差し控えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 以上で針谷賢一君の質問を終わります。

散 会

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。本日の会議この程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

午後4時30分延会